

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、定款細則第11項ならびに経理規程第24条の規定に基づき社会福祉法人太樹会（以下、当法人という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において寄附とは、次の各号に定めるものをいう。

- (ア) 一般寄附金：広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
 - (イ) 特定寄附金：用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
 - (ウ) 特別寄附金：前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金
2. この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権が含まれるものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 当法人は常時一般寄附金を募ることができる。

- 2. 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(寄附金の募集等)

第4条 特定・不特定を問わず寄附金を募集するときは、募集の総額、期間、対象、理由、資金使途及びその他必要な事項を説明する書面（以下、募金目論見書という）を作成し、対象者に事前に交付しなければならない。また、結果の公表についても理事会の承認を受けるものとする。

(基本的な取扱い)

第5条 寄付は、寄付者の自由意思によるものであるとともに、寄付者の利益が優先されるものであってはならないことから、その受入にあたっては、寄付申込書によって、その意思（目的）を確認するものとする。

- 2. 家族会、後援会等の支援団体からの寄付については、寄付申込書のほかに、その団体の会員に対して寄付を募集した書面などにより、団体の会員の自由な選択に基づいて行われたものであることを確認するものとする。
- 3. 取引業者からの寄付については、当該業者との取引について便宜を図っていると疑惑を招くことのないよう経理規程等の契約に関する規定に従い、当該業者との契約手続きの適正化・透明性の確保を図るものとする。
- 4. 寄付の申込みにあたっては、複数の職員が立ち会うことを基本とし、寄付申込者に寄付申込書を記載していただくものとし、これにより難しい場合にあっては、受け付けた職員によって確認し

た内容を寄付申込書に記載し、保存するものとする。

5. 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するとともに、控えを保存するものとする。
6. 寄付申込書に記載された寄付目的に応じた経理区分とし、また、寄付金台帳を整備するとともに、寄付申込書及び寄付金台帳等については、理事長又は理事長から権限移譲を受けた者の承認を得るものとする。
7. 寄付を受けた不動産については、権利関係を明らかにし、所有権移転登記を行った上で、資産として適正に計上し、理事会の承認を得て、その活用を図るものとする。
8. 寄付を受けた物品については、その目的に応じて活用することができるものとする。なお、固定資産に該当する物品については、寄付受入時の時価をもって固定資産台帳に記帳するものとする。
9. 寄付金については、その目的に応じた使途に充当することを原則とし、目的が明確でない場合（施設運営全般である場合を含む）は、経常経費寄付金収入として計上した上で、寄付金の使途としてふさわしい支出に充当するものとする。

（特別寄附金）

第6条 当法人は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2. 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
3. 第 1 項の寄附金が以下の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
 - (ア) 国、地方自治体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に規定する者以外の個人又は団体がその行う寄附により、特別の利益を受ける場合
 - (イ) 寄附金がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
 - (ウ) 寄附金の受け入れに起因して、当法人に著しく資金負担が生ずる場合
 - (エ) 反社会的勢力や関係する団体等の場合
 - (オ) 便宜供与、反対給付を期待していることが明らかな場合
 - (カ) 寄付の使途等について、寄付目的以外に条件を付与する場合
 - (キ) 前号に掲げる場合のほか、当法人の業務の遂行上支障があると認められる場合または当法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

（情報公開）

第7条 当法人が受領する寄附金については、社会福祉法第 24 条を鑑みるとともに、同第 44 条に準じて、事務室への備え置き及び閲覧（施設内掲示板、広報誌、ホームページなどを含む）等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、個人情報保護法の規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

この規程の一部改正は、2017年12月1日から施行する。